

各種給付金申請書における「公金受取口座」の記入について

令和8年1月から各種申請書の様式が変更されたことにより、振込先指定口座として「公金受取口座」が選択できるようになりました。

給付金申請の際、**公金受取口座**の利用を**希望される場合**は、マイナポータルの登録状況をご確認のうえ、「1」とご記入ください。

公金受取口座の利用を**希望されない場合**は「2」と記入し、**振込希望の口座をご記入**ください。（以下の②参照）

公金受取口座とは？

給付金等の受け取りのため、金融機関にお持ちの預貯金口座を国（デジタル庁）に登録した口座が「公金受取口座」です。登録しておくと、給付金等の受け取り手続きがスムーズに行えます。

なお、公金受取口座の登録・変更はマイナポータル等から行えます。（以下の③参照）

＜ご注意＞マイナンバーを利用した情報照会の結果、**公金受取口座情報が取得できず、返戻される事例が多発**しています。必ず登録状況の確認をお願いします。

1

公金受取口座を確認（登録）の方法

- ①「マイナポータル」アプリにログイン
- ②トップページ内の「おかね」エリアの公金受取口座を選択し、**登録状況、口座情報を確認**
- ③登録されていない場合は「登録を始める」をタップし、口座情報を入力
- ④**口座情報の登録を完了させる**

※公金受取口座について詳しくはデジタル庁のHPをご覧ください。



2

公金受取口座を利用しない場合の口座記入方法

- ①公金受取口座の利用について「2」と記入
- ②「**金融機関名称**」「**支店名**」「**口座番号**」を記入

公金受取口座の利用について	2	1.希望する 2.希望しない	「1」を選択された場合は、事前にマイナポータル等にて公金受取口座として登録した金融機関の口座へお振込みしますので、以下の振込先情報のご記入は不要です。
公金受取口座の利用について「2.希望しない」を選択された場合は、上記申請書氏名と同じ名称の口座をご記入ください。			
金融機関名称	〇〇	銀行 金庫 信託 農協 漁協	支店名 〇〇 本店 支店 代理店 出張所 本店営業部 営業部 本所 支所
預金種別	1	普通預金	口座番号 (左づめ) 9 9 9 9 9 9 9 9